

第 33 回日・韓・中ジュニア交流競技会 実施要項
＝スポーツ庁国庫補助事業＝

1. 目的

東アジア諸国との青少年スポーツ交流を促進し、これを通じて相互理解を深め、競技力向上に資するため、中国に日本のジュニア競技者を派遣し、日本・韓国・中国の3カ国で競技会を開催する。

2. 主催

公益財団法人日本スポーツ協会

3. 開催地

中国・内モンゴル自治区

4. 内容 [日本選手団派遣]

(ア) 派遣対象 (247 名/11 競技)

競技	人数	役員・指導者	選手			合計
			男子	女子	小計	
陸上競技		3	11	11	22	25
サッカー		3	18	－	18	21
テニス		3	4	4	8	11
バレーボール		5	12	12	24	29
バスケットボール		5	12	12	24	29
ウエイトリフティング		5	8	8	16	21
ハンドボール		5	14	14	28	33
ソフトテニス		3	6	6	12	15
卓球		3	5	5	10	13
バドミントン		3	6	6	12	15
ラグビーフットボール		4	23	－	23	27
本部		8	－	－	－	8
合計		50	119	78	197	247

(イ) 派遣期間

令和7年8月23日(土)～29日(金) ※22日(金) 国内前泊

(ウ) 経費

(1) 参加料として、指導者一人 15,000 円、選手一人 20,000 円の自己負担(正規団員のみ)。

(2) 下記の経費は日本スポーツ協会が負担する。

①日本～中国間往復国際航空運賃。

②日本選手団共通ユニフォーム(※競技用ユニフォームは各競技で準備すること)。

③交換用ペナント、海外旅行保険料。

(中国での滞在にかかる基本的経費は、中国・中華全国体育総局が負担する)

(3) 以下の経費は参加者が負担する。

①国内集合・離散に関わる経費。

②パスポートの取得、その他個人に係る諸経費(電話代、ルームサービス代等)。

(エ) 参加資格

(1) 選手：中央競技団体が推薦する日本国籍を有する 18 歳以下の高校生。

(2) 指導者：中央競技団体が推薦する日本国籍及び、当協会公認スポーツ指導者資格保有者。

(オ) 審判・競技規則

(1) 審判員は開催国が選任する審判員とする。

(2) 競技会は親善競技とし、競技規則は最新の国際競技連盟規則を適用する。

但し、各国間相互の合意を持って変更することができる。

(カ) その他

(1) 参加者は、国際交流の意義を理解し、開催国の生活文化を理解するとともに、友愛の念を持って他の参加者と積極的に交流すること。

(2) 参加者は、フェアプレーの行動・精神を実践するとともに、国際的なマナーを守り、競技会においては規則を遵守しなければならない。特に、試合中の審判の裁定は絶対のこととし、これを不服として不満の態度を示すこと、抗議をすることがあってはならない。